

教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針

令和6年3月1日

海南市教育委員会

1 趣旨

海南市では、市立学校における持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うために、教育職員の長時間にわたる時間外業務が起らないよう公務の効率化を進めてきたところである。

この改善については、教育委員会や校長が主体的にこれまでの学校の「常識」を見直し、学校業務を所定の勤務時間中に終わらせることができるよう、教育職員の勤務環境の整備と意識改革を進める必要がある。そのために、まずは長時間勤務の上限を定め、勤務時間を適正に管理することが急務である。

このような状況を踏まえ、本市においても、令和2年1月に文部科学省が公示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを管理する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨に基づいて、教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針を定める。

2 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち海南市立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規程が適用されるものである。

3 本方針における「勤務時間」の考え方

- (1) 義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条に規定された、いわゆる「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。
- (2) 校外での勤務についても、職務として行う研修や生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として本方針の「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。土日や祝日などの業務も、校務として従事している時間については「在校等時間」に含む。

4 上限の目安時間

- (1) 超過在校等時間（在校等時間から条例等で定められた勤務時間を除いた時間をいう。以下同じ。）の上限を1月につき45時間、1年につき360時間以内とすること。
- (2) 教職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間を超えた時間に業務を行わざるを得ない事情による特例があったとしても、1年のうち6月以内の範囲でしか(1)の上限を超えないようにすること。この場合であっても1月につき100時間未満とし、1年につき720時間以内とすること。併せて、1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間につき80時間を超えないようにすること。

5 実効性の担保と留意事項

- (1) 本方針の実施に当たっては、校長は、ICTを活用した校務支援システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での勤務や土日、祝日などの校務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握すること。

また、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

なお、海南市教育委員会は定期的に各市立学校の在校等時間を把握するものとする。

- (2) 「持ち帰り業務」については、5(1)にもあるように、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等へ持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。
- (3) 本方針の実施に当たり、海南市教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、超過勤務が月80時間を超える教育職員から、疲労の蓄積が認められ、面接を希望すると申出があった場合には、学校医等による面接指導を受けさせること。

6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、海南市教育委員会及び校長は、市立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。

附則

この方針は、令和5年3月1日から施行する。